

マージン率等の情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第 23 条第 5 項に基づき、以下の情報を提供いたします。

【対象期間】 2025 年度（2025 年 5 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日まで）

①	派遣労働者の数	9 名（2026 年 6 月 1 日付）
②	派遣先事業所の数	4 社（年度の実績）
③	マージン率	40.3 % $((④ - ⑤) \div ④)$ 小数点 1 位未満四捨五入)
④	派遣料金平均額	36,903 円（1 日 8 時間当たり換算）
⑤	派遣労働者賃金平均額	22,026 円（1 日 8 時間当たり換算）
⑥	教育訓練に関する事項	・情報セキュリティ ・個人情報保護教育 ・ビジネスマナー研修 ・プログラミング研修
⑦	労使協定に関する事項	労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定をソフトウェア作成者及びシステムコンサルタント・設計者の業務に従事する派遣労働者と締結しています。 【協定書の有効期間】 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
⑧	その他	マージン率には以下が含まれます。 ・社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険） ・福利厚生費（有給休暇、健康診断等） ・教育研修費（資格取得費用、講習受講費用等） ・会社運営費、営業利益